

マージン率等の情報提供について

① 2026年(令和8年) 4月1日付け 派遣労働者数

2人

② 2026年(令和8年) 4月1日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

③ 2025年(令和7年)度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

時間給3,275円(8時間26,200円)

④ 2025(令和7年)度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

時間給1,760円(8時間14,080円)

⑤ 2025年(令和7年)度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) マージン率

46. 2%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (一般事務員)

当該労使協定の有効期間の終期 (2027年(令和9年)3月31日まで有効)

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー	新規採用時訓練	OFF-JT	無償	有給
ビジネス文書	事務スキル初級	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 山谷 剛史 電話番号078-682-8491

事業所名 株式会社関西経営技術センター
許可番号 派28-301372